

いじめ防止基本方針

堺市立東百舌鳥中学校

1 いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は『いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る』という認識をもち対応する。

- (1)いじめは人権侵害・犯罪行為であり『いじめを絶対に許さない』学校をつくる。
- (2)いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3)いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4)保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 いじめの未然防止に向けて

本校（学校）では、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1)子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2)道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3)学校生活での悩み解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4)教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5)常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6)子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7)地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8)授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないように、一人ひとりを大切に授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9)保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でもそれを他人にぶつけるのではなく運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることを学習しておく。
- (10)けんかやふざけ合いであっても、いじめを疑い指導し判断する。

3 いじめの早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力でその実態把握に努める。

- (1)子どものいじめを疑う。（『いじめ対応チェックリスト』を参考に対応。）
- (2)子どもの声に耳を傾ける。（『学校生活アンケート』、『教育相談』の実施。）
- (3)子どもの行動を注視する。（『情報モラル教室』、『チェックリスト』の活用。）
- (4)保護者と情報を共有する。（電話・家庭訪問、学校・学年・学級だより、PTA会議を利用。）
- (5)地域と日常的に連携する。（地域行事・健全育成行事への参加、関係諸機関との情報共有。）

4 いじめの早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1)いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2)学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3)校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4)いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5)法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6)いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7)いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。また、一定期間の見守りを行い、①いじめに係る行為が止んでいること、②被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認する。

5 『いじめ・不登校対策委員会』の設置について

校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当教職員、養護教諭を構成員とし『いじめ・不登校対策委員会』を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取り組みについての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取り組みの工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1)いじめを発見・通報を受けた教職員は『いじめ・不登校対策委員会』に直ちに報告し、情報を共有する。
- (2)当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3)いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4)必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。また、いじめ問題への対応として『いじめの早期発見・解決』を課題にした校内研修を実施する。

【重大事態への対処】

『生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い』『相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い』『生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立て』など重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

6 いじめの防止対策について

【集会】

全校集会や学年集会等でいじめは人権侵害に当たること、法律上の違反にかかわることを周知する。

【学校生活アンケート調査の実施】

年5回、学校生活アンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、学校生活アンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

【ネット上のトラブル対応について】

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくいいため、中学校1年生を対象に情報モラル教室を開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに中堺警察署の通報し、適切に援助を求める。

【留意事項】

- (1)遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合にはその場でその行為を止める。
- (2)いじめを知らせてきた生徒の安全は十分に確保する。
- (3)いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- (4)いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- (5)いじめをはやしたてるなど、同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (6)学校評価においては、いじめの有無やその多寡(多少)のみを評価するのではなく問題を隠さずいじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ改善に取り組む。
- (7)教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等が評価されるよう、留意する。
- (8)配慮が必要な生徒については、日常的に、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

いじめ防止に関する年間指導計画

月	学校行事	いじめ防止に関する取り組み	教科関連	担当者	外部専門機関
4	始業式 内科検診 身体測定 授業参観 家庭訪問	校長の訓話 新入生校舎見学 クラブオリエンテーション あいさつ運動 いじめ・不登校対策委員会	総合 総合 総合	学校長 担当学年 生徒会 生徒指導主事 生徒指導主事	SC
5	新体力テスト 校外学習	いじめ・不登校対策委員会 学校生活アンケート	道徳	生徒指導主事	SC
6	修学旅行	いじめ・不登校対策委員会 教育相談 情報モラル教室	道徳	生徒指導主事 学級担任	SC 外部専門家
7	保護者懇談会	学校生活アンケート いじめ・不登校対策委員会 小中学校合同研修会 薬物乱用防止授業	道徳	生徒指導主事	SC 外部専門家
8	夏季休業 堺市総合体育大会	校内夏季研修 生徒会代表者のつどい		研修主任 生徒会運営委員 生徒指導主事	
9	体育大会	校長の訓話 PTA登校指導 百舌鳥八幡祭礼巡回 いじめ・不登校対策委員会	総合	学校長 PTA 生徒指導主事	SC
10	身体測定 文化活動発表会	いじめ・不登校対策委員会 学校生活アンケート	道徳	生徒指導主事 学級担任	SC
11		教育相談 いじめ・不登校対策委員会	道徳	学級担任 生徒指導主事	SC
12	保護者懇談会	学校生活アンケート いじめ・不登校対策委員会	道徳	生徒指導主事 担当学年 学級担任	SC
1		校長の訓話 PTA登校指導 いじめ・不登校対策委員会	総合	学校長 PTA 生徒指導主事	SC
2	保護者懇談会	学校生活アンケート 教育相談 いじめ・不登校対策委員会	道徳	学級担任 生徒指導主事	SC
3	卒業式 修了式	いじめ・不登校対策委員会	総合	生徒指導主事	SC